平成２７年（再イ）第１８７号
大阪市大正区泉尾２丁目24番17号
再生債務者　梶林　　亮
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月14日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（再イ）第５３号
神戸市垂水区塩屋北町１丁目３番２号
再生債務者　中川　　徹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月14日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係
平成２７年（再イ）第９９号
名古屋市北区大野町２丁目13番地の３　ＣＪＰハウス101号
再生債務者　内藤　雅宣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月14日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（再イ）第４４号
兵庫県尼崎市南塚口町５丁目６番10号　キエチュード105号
再生債務者　的井　幸生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月14日　神戸地方裁判所尼崎支部
平成２７年（再イ）第１号
徳島県阿南市羽ノ浦町中庄花ノ池22番地11
再生債務者　笠原　順次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月15日　徳島地方裁判所阿南支部
平成２７年（再イ）第２号
北海道伊達市末永町153番地18
再生債務者　大森　春雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月15日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係
平成２７年（再イ）第１３号
三重県鈴鹿市北玉垣町2001番地の178
再生債務者　藤井　　敦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月15日　　津地方裁判所再生係
平成２７年（再イ）第１５号
三重県鈴鹿市桜島町４丁目10番地の13
再生債務者　堀　　貴生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月15日　　津地方裁判所再生係
平成２７年（再イ）第１８号
三重県津市藤方475番地１　シードナーザリー103号室
再生債務者　村嶋　宏紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月15日　　津地方裁判所再生係

国家公務員共済組合連合会定款の全部変更について

国家公務員共済組合連合会定款（昭和33年６月30日制定）の全部を次のように変更する。
平成 27 年９月 30 日　　国家公務員共済組合連合会
理事長　尾原　榮夫

国家公務員共済組合連合会定款
目次
第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　役員（第５条―第16条）
第３章　顧問及び参与（第17条）
第４章　運営審議会（第18条―第28条）
第５章　事業（第29条―第32条）
第６章　付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率並びに掛金及び負担金（第33条―第37条）
第７章　審査会（第38条）
第８章　財務（第39条―第42条）
第９章　運営規則（第43条）
附則
第１章　総則
（名称）
第１条　本会は、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）に基づき設立された法人であって、国家公務員共済組合連合会（以下「本会」という。）という。
（目的）
第２条　本会は、法第３条第１項に規定する組合（以下「組合」という。）の事業のうち、法第21条第２項各号に掲げる業務を共同して行うことを目的とする。
（事務所の所在地）
第３条　本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
（公告の方法）
第４条　本会の定款に関する公告は、官報に掲載して行う。
第２章　役員
（役員）
第５条　本会に次の役員を置く。
理事長　１名
常務理事　６名以内
理事　４名
常任監事　２名
監事　１名
2　本会に役員として常務理事のうちから専務理事１名を置くことができるものとし、理事長が定める。
（理事長）
第６条　理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。
（専務理事、常務理事及び理事）
第７条　専務理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
2　常務理事及び理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して業務を執行し、理事長及び専務理事に事故があるときは理事長の職務を代理し、理事長が欠員の場合であって、かつ、専務理事が置かれていないときは理事長の職務を行う。